資料１

「革新的新構造材料等技術開発」の
事前評価に係る論点【暫定版】
（評価検討会各委員からのコメント、意見を基に整理。今後の検討により変更がありうる。）

平　成　２４年　１１月　８日
評価専門調査会評価検討会

１．目標設定について

(1) 製造産業局の3つの課の事業を1つの事業として統合して推進することは評価できるが、敢えて一つの施策とした付加価値がどこにあるのかを予め明確にしておかない限り、個々の技術を単独で開発することと変わらない。統合的に事業を進めていくことで初めて実現できる成果を具体的に示す必要があるのではないか。

(2)開発する部素材をどこに、どのように使用するかによって求められる要件は異なってくることから、対象材料ごとに提示されている目標についても、統合的に事業を進めることで実現できる成果を得るために必要な機能やコストを具体的に示した上で、開発目標を定める必要があるのではないか。

２．推進・実施体制の構築について

(1) 製造産業局の3つの課にまたがる事業を実効的に機能させるためには、推進体制及び実施体制を明確にし、それぞれの役割、権限を具体的に示す必要があるのではないか。

(2)多種多様な構造材料の研究開発を一元的に進行、管理、推進する中で、時にはそれら材料間で競合する場合が十分想定される。従って、開発技術課題の取捨選択(課題の絞り込み、新規課題の新設等)や我が国においてこれまで行われていなかった革新的課題の発掘などを柔軟に行える体制を構築する必要があるのではないか。

(3)予算、人事権等を含めPLの責任、権限等を明確にする必要があるのではないか。

３．評価体制について

(1)事業全体を技術の進展、社会情勢の変化を踏まえて客観的に第三者により評価する仕組みが必要なのではないか。

４．成果の活用について

(1) 知的財産権に関しては、参加機関による一元管理や知的財産管理及び秘密保持に関する規定等の制定を検討するとしているが、参加機関の中での利害関係の対立や、海外企業による成果の活用等も想定されることから、成果の取扱いについては、現実的な問題に対して事前の検討が必要になるのではないか。

(2) 本事業で生み出された成果を民間企業が受け取り、それを製品化するための道筋を予め検討しておく必要があるのではないか。